

長 第 04190001 号
令和 4 年 12 月 27 日

各高齢者サービス事業者 代表者 様

和歌山県福祉保健部
介護サービス指導室長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の対応等について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の適切な実施について、誠に感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が増加している中、年末・年始を迎え、医療提供体制がさらにひっ迫することが懸念されます。このため、施設入所者が感染した場合は、特段の事情がある場合を除き、施設内での療養をお願いせざるを得ない状況です。

各高齢者施設等におかれましては、施設内療養に備え、協力医療機関等との連携をより強化していただきますようお願いいたします。

新型コロナに感染しない、感染させないため、各施設等におかれては、以下の点にご留意いただき、引き続き感染防止対策の徹底をお願いします。

記

- ・マスク着用・手指消毒・換気等の基本的な感染予防対策を徹底する。
- ・職員においては勤務前の体調の確認を徹底し、咳が続くなど少しでも症状があれば絶対に出勤せず、クリニックを受診する。
- ・職員の同居家族に症状がある場合、陰性が確認されるまで出勤を控える。
- ・職員が感染した場合、療養期間を短縮せず、10 日間（症状がなかった場合は 7 日間）を経過してからの出勤をお願いします。（療養期間を終えても、症状が出た日から 10 日間（症状がなかった場合は 7 日間）は感染させるリスクが残る。）
- ・新規入所者（短期入所含む）に対しては、利用する前に検査を行っていただきたい。
- ・ワクチン接種を推進する。
- ・施設・事業所等で職員・利用者等に陽性者が発生した際は、管轄保健所に情報提供をお願いします。

○県民の皆様へのお願い（令和 4 年 12 月 13 日）

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011900/d00212037.html>

○県長寿社会課 介護サービス指導室
TEL : 073-441-2527（直通）